

●香川県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月14日から同年8月4日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市鴨部字道下1283番地先から さぬき市鴨部字道下1284番地先まで	前	4.6～5.6	141	平成19年香川県告示第284号で 変更した区域の 一部の供用開始 及び一部区域の 設計変更に伴う 道路区域の追加
	後	7.3～16.8	141	

- 4 供用開始の期日 平成21年7月14日